

義和団戦争期の日本外務省による対外宣伝活動

——シーボルトを使用した「外国新聞操縦」を中心に——

大 谷 正

一 はじめに——義和団戦争と対外宣伝活動の本格化——

一九〇〇年という二〇世紀最後の年は、近代日本の歴史にとって最も重要な画期となる年である。国内的には、この年の九月一五日伊藤博文を総裁とする立憲政友会が設立され、一八九〇年の議会開設以来、いやさらにそれ以前の自由民権運動期以来、熾烈で複雑な対立抗争を続けてきた藩閥勢力の一部（伊藤博文・井上馨とその配下の官僚勢力）と民党（その多数）が一つの政党に合流して衆議院の圧倒的多数を形成した。一八九八年と一八九九年には難産をつづけていた民法・商法が成立して近代法体系の根幹部分ができた。同じころ台湾植民地支配も兎玉¹後藤コンビによって軌道に乗りはじめた。また経済的なさまざまな指標も日本資本主義が一定の発展段階に達し、日本興業銀行法成立をメルクマールとする本格的な外資導入をテコとして、官営の軍事工業を先頭に重化学工業化と高度経済成長路線を走りはじめたことをしめしている。ペリーの率いる黒船（外輪蒸気船）の威力によって開国を迫られ、強制的に世界資本主義体制に包摂されてから半世紀で、日本は自らを「翻身」させて近代西欧型国家を模倣した新しいタイプの国家をほぼ創出することができたということを、上記の諸々の歴史的事実はしめしているといえるだろう。この新しい国家体制を、法制史家利谷信義は「明治三二年（一八九九年）体制」と定義し、日本政治史研究のリーダーである坂野潤治は「一九〇〇年体制」と呼ぶ。もうすこし伝

統的な呼び方をすれば、「近代天皇制国家」の成立といってもいいだろう。

このような新体制の成立、国内政治の安定化は、当然ながら日本の対外政策の変更をもたらした。いや、むしろ逆に日本を取り巻く国際環境の変動と、それへの日本の対応と参入こそが、日本の国内体制の革新をもたらした主要な要因であるというほうが正確であろう。近代国家の成立と帝国主義的対外政策の開始が同時並行的に、表裏一体の関係としてできあがることは、古くは井上清が『日本帝国主義の形成』（岩波書店、一九六八年）の中で明快に主張し、やはり一九〇〇年に発生した義和団戦争¹への八カ国連合出兵に、その主力として派兵したことを契機として、「世界史的見地からは、このとき以来日本も帝国主義国になった」とする井上の主張も研究者の支持を得ている。

この戦争にたいする日本側の態度の特徴は、義和団とそれに同調する清国政府を攻撃した列強の「同盟」・「伍伴」に加わることを第一の、そして最重要の課題とし、その上で台湾対岸の福建省と韓国への勢力伸張をはかるというものであった。どちらの課題を実行するためにも、衰えつつある清朝統治下の中国をめぐる列強間権益争奪戦の微妙なバランスに最大限の配慮を払う必要があった。第一の課題については、日本が最初より主導的に派兵問題を提起すれば、列強、とりわけロシアの警戒をかい、さらには日清戦争後欧米で盛んに唱えられはじめた黄禍論（Yellow Peril）を呼び起こすというめんどろな事態さえ発生する恐れさえあった。したがって、中国に対する出兵を決定する際には、軍事上よりむしろ外交上の配慮が先行した。第二次山県内閣の山県首相、桂陸相、山本海相、さらに野にあったが外交問題では発言力をもっていた伊藤・井上等は終始慎重論を以て出兵問題に對処した。閣内で出兵に最も積極的であったのは青木周蔵外相であったが、²しかし同外相も、出兵実施についての列国との交渉にあたっては、三国干渉の経験を思い起こしてか、極めて慎重を期した。

日本政府は六月一五日の閣議で清国に陸軍第五師団と第十一師団から抽出した臨時派遣隊（約三〇〇〇人、司令官福島安正少将）の派遣を決定し、ついで七月六日の閣議は第五師団（師団長山口素臣）全部の派兵を決定し、その総兵力は二万二〇〇〇人に達した。この決定にあたって、青木外相は各国駐在の日本公使に対し列国の意向を確認するように訓令し、かつ在京列国公使に本国政府の措置を質している。³⁾これらの措置は日本政府が、陸軍部隊派遣という局面で、自国の政策決定にあたっての意図を事前に各国政府に伝達し、その了承を得たうえで、慎重のうえにも慎重を期して、政策決定をおこなったことを示している。

義和団戦争にかんする日本政府の外交文書は、外務省編『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」上中下三冊に編纂・公刊されている。この二三七〇点にのぼる膨大な史料を掲載した史料集には、義和団戦争当時の中国各地の情勢や講和条約（北京議定書）締結交渉に関する文書が多く含まれているのはもちろんであるが、その一方で共同出兵に関連して東京の外務省と列国駐在の日本公使との間で交換した訓令・通知・稟申・報告等が数多く見られるという特長がある。これははじめての列国共同出兵に参加した日本政府が、情勢判断・政策決定にあたって、その判断・決定の基礎となるべき欧米列国の情報の収集に多大の精力をはらっていたことを示している。

以上のように外交上の判断が最優先したこの戦争への出兵にあたっては、日本政府がその政策意図の欧米諸国への伝達（対外宣伝活動）と欧米諸国での情報収集活動に多大な精力を投入したことは疑いがない。しかも、これらの情報宣伝活動においては、単に関係列国の政府関係者との交渉・折衝にとどまらず、列国の世論およびその形成に力のあるジャーナリズムへの目配りもそれに劣らず重視された。すなわち、我々は義和団戦争において、その開始の時点から従来の諸研究でも指摘されているように、「意識的かつ体系的」な欧米列国にたいする宣伝・情報収集活動が実行されたのではないかとの想定することができる。このような「意識的かつ体系的」な

情報宣伝活動は、それ以前の日清戦争では不十分にしか見られなかったものであった。⁽⁴⁾

筆者は以前から日本政府の実施した対外宣伝活動について研究をおこない、条約改正期と日清戦争期にかんしては不十分ながら既にいくつかの論稿を発表している。そこで「専修大学社会科学年報」掲載される本稿では、これについで対外宣伝活動が最初に「意識的かつ体系的」におこなわれたと想定できる義和団戦争期について、先学よりもやや具体的な検討を試みる予定で準備をすすめた。もちろん、使用する史料の中心は上記の『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」であるはずであった。ところがこの三冊の史料集を眺め、パソコンを使ってそこに収められた史料を国別、年月日順、内容別の簡単なデータベース化してみると、筆者がめざす義和団戦争期の対欧米対外宣伝研究に必要な史料の大きな部分が、すっぱりと公刊された史料集から抜け落ちていることに気がついたのであった。これには何か理由があるはずである。したがって、本稿では対外宣伝そのものの分析にはいる前に、『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」が編纂された素材である外務省外交史料館所蔵の「外務省記録」の関連ファイルまで溯って、史料批判をおこなうというめんどうくさい手続き——史料論的な考察——を試みることから、研究を始めなければならない。

二 『外国新聞操縦雑件』（明治大正五・三・二・二九）と『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」の関係について

外務省編纂の『日本外交文書』（当初は『大日本外交文書』と称した）は日本の外交史を研究する場合の基本史料であり、一九九〇年末現在で、明治期七三冊、大正期五七冊、昭和期二二冊（現在刊行中）、別巻一九冊の合計一七一冊が刊行されている。これは日本で刊行された史料集の中でも、規模といい、質といい、屈指のものである

といわれており、戦災・終戦時の接収等で重要な史料多数が失われた昭和期を除けば、刊行部分された史料だけでも近代日本の外交史の主要な部分を追跡することは可能である。しかし、一方では外務省創立以来第二次世界大戦終結までの約八〇年にわたる間の約四万八〇〇〇冊におよぶファイルの中から、「重要なものを選定、編集した外交史料集」であって、その時々³の編集担当者あるいはその当時の学界の問題関心に影響されているという限界をもっていることも、同時に指摘しておかなければならない。筆者が、この数年来研究を続けてきた明治初年から日清戦争期の対外宣伝あるいは明治後期から大正期の対中国宣伝に関しても、『日本外交文書』には関連史料が掲載されることはほとんど無いといいいし、領土問題などの直接国益にかかわる部分も使用する場合は慎重な史料批判が必要であるといった研究者の発言を聞くことがある。事実、筆者自身も日清戦争期の戦時対外宣伝に関する掲載史料の一部分が意図的に削除されたのではないかとの疑問をもったことがある。

前節で指摘した『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」掲載史料のアンバランスとは、次のようなものである。北中国における義和団発生以後、これに関する情報は在露小村公使を経由して欧米各国駐在の日本公使に系統的・継続的に打電され、均質な情報が各国の日本公使館に配布されるよう配慮された⁴。これは始めての試みであった。また各公使には駐在する諸国の政府関係者と接触・交渉して情報収集に努めるとともに、同時に日本の同事件に対する出兵政策に関して各国要人の理解を獲得するよう働きかけるべしとの訓令が何度も送られた。以上のような、各国の政府レヴェルとの接触・交渉に関する史料は、重要なもののほぼ全部が史料集に掲載されているようである。ところが、この時、政府レヴェルの要人との接触・交渉と同じように重視された、列国の世論およびその形成に影響をもつジャーナリズムへの接触・交渉に関する史料について『日本外交文書』は不可解な史料選択をおこなっている。すなわち、任国のジャーナリズムの論調についての情報を収集せよとの訓令

は度々発せられ、それに関して各公使が送ってきた報告は掲載されている。しかし、各公使が任国の世論に影響を与えるために何をおこなったのか、換言すれば日本外務省は欧米各国のジャーナリズムに対して如何なる戦時対外宣伝をおこなったのかに関する史料は、ここには全くといっていいほど掲載されていない。しかし、そのような史料がないのではなく、義和団戦争時の対外宣伝に関する史料は確かに外務省記録中に存在するのである。それにもかかわらず、何故これらの史料が『日本外交文書』に掲載されなかったのか、以下において『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」の編纂時の事情を推定してみなければならぬ。

ごく最近、『外務省記録総目録・戦前期』が刊行された。⁽⁶⁾ これを見ると義和団戦争関係の史料は、第一巻（明治大正編）の五門（軍事）三類（暴動及内乱）二項（外国）の一八号から五六号、および六五・六六号にまわっているようである。このうち、どういう訳か一八号文書だけは、改めて第二巻（昭和戦前期編）のA門（政治、外交）六類（諸外国内政）一項（支那国）五目（内乱、暴動、騒擾）三号（義和団事変関係一件）に編入されなおされて、「張作霖爆死事件」と「支那各地共匪関係雑纂」の間という妙な場所をあてがわれている。実はこの一八号文書（義和団事変関係一件）と総括され、簿冊が六〇冊もある）が『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」編纂の主要史料となり、その他の簿冊は補足的に参照されるにとどまったらしい。本稿で特に問題にしたいのは、義和団戦争に関する『日本外交文書』編纂の際に無視された、第一巻の五門三類二項の二九号文書『外国新聞操縦雑件』である。

この簿冊の様態は多くの外務省記録のように、藍色の表紙で、綴じ紐で簡易製本されているというやり方ではない。詳細な目次をつけて黒のクロースで製本され、背には金文字で「外国新聞操縦雑件（義和団事変関係）」とあり、タイトルの下には赤鉛筆で「シーボルト干係」と記されたメモが貼り付けられている。製本の形態、表紙

の色、その退色の状態から、これは明治末期に最初に整理・製本された外務省記録の一冊であること、つまりその当時はかなり重要視されていた文書群ではなかったかと推察することができよう。この簿冊は一九〇〇年六月一日から翌一九〇一年五月七日の日付にいたる約一二〇点の文書からなり、その表紙裏には次のような「内容要項」が記されている。

一、我軍事行動及政治上ノ問題ヲ欧州へ発表方ニ付「シーボルト」使用

一、「シーボルト」ト欧州各通信社トノ協定

一、在米公使ト米國聯合通信社トノ協定

一、機密金支出

一、「シーボルト」へ褒賞金授与

この「内容要項」からもわかるように、この簿冊に綴じ込まれた外交文書は、義和団戦争期にドイツを拠点として井上勝之助駐独公使（井上馨侯爵の養子）と協力して御雇外国人「シーボルト」が青木周蔵外相の直接の指令の下に欧米各国で実施した対外宣伝活動、およびこれと連動して各国駐在の日本公使がおこなった対外宣伝活動の記録を集めたものである。

シーボルト (Alexander Georg Gustav von Siebold 1846-1911) は幕末日本に來航したフィリップ・F・フォン・シーボルトの長男で、父の再来日のととき一八五九年（安政六）に渡來して日本語を習得して以來、英國公使館通訳官、幕府・新政府の雇いを経て、一八七八年より外務省雇いとなりベルリン駐在日本公使館書記官となった。これ以後の彼の経歴について、外務省外交史料館同辞典編纂委員会編『新版・日本外交史辞典』（山川出版社、一九九二年）は次のようにのべている。「条約改正のため、八二年、八五年〜八七年の二度東京に出張して外務卿つ

「新聞操縦」に関係する外交文書

外務省記録『外国新聞操縦雑件』所収文書

- 330803 在仏栗野公使→青木外相
電報43 「シーボルト」「アヴェス」通信社と協定成立その他
- 330806 在仏栗野公使→青木外相
電報 「シーボルト」より帝国出兵費英国より補助申出に関する「青書」
の記事匡正その他並我通信材料供給者を清国へ派駐方に付稟申
- 330811 在仏栗野公使→青木外相
電送48 各種通信発表方に付稟申
- 330812 在仏栗野公使→青木外相
電報49 新聞操縦費請求
- 330815 在仏栗野公使←青木外相
電報34 新聞操縦費2000円電送
- 330821 在仏栗野公使→青木外相
機密28 日本の文明に関する「ミドフォード」の記事に付「フィガロ」社長
との会談並新聞操縦の手配
- 330822 在仏栗野公使→青木外相
電報58 「シーボルト」と「アヴェス」通信社との取極並機密費の件
- 330829 在仏栗野公使→青木外相
電報38 機密費1000円電送
- 330906 在仏栗野公使→青木外相
機密33 通信引受取極方「アヴェス」通信員より申出

6月13日である。

表1 フランスにおける義和団戦争期の

日本外交文書33巻別冊「北清事変」所収文書	
330613 電報	在仏栗野公使→青木外相 仏国の対匪協同方針に関し仏外相談話の件(仏国新聞論調)
330625 電報29	在仏栗野公使→青木外相 対清措置仏国世論情報ノ件
330702 機密20	在仏栗野公使→青木外相 清国変乱に対する仏国の態度報告の件
330712 機密21	在仏栗野公使→青木外相 清国変乱に関する仏国の態度の件
330720 電報	在仏栗野公使→青木外相 英人「ミトフォード」其他の対日誹謗の件
330726 電報40	在仏栗野公使→青木外相 欧州世論の対日猜疑傾向に付報告の件
330728 機密25	在仏栗野公使→青木外相 英人「ミトフォード」の対日誹謗論文に付報告ノ件
330731 機密24	在仏栗野公使→青木外相 日本出兵に関する「タイムス」紙記事正誤始末報告の件
330830 電報63	在仏栗野公使→青木外相 我兵厦門上陸の理由仏外相に説明並時局に対する仏外相にの談話報告
330918 電報70	在仏栗野公使→青木外相 仏紙の対日好感論調報告の件

注) 6桁の数字は、電報・文書の発送年月日を示す。たとえば、330613は、明治33年

「新聞操縦」に関する外交文書

外務省記録『外国新聞操縦雑件』所収文書

330723 在米鍋島臨時代理公使→青木外相

電報30 我軍の功績その他の通信直接電報方稟申

330808 在米高平公使→青木外相

電報35 米紙へ通信材料供給方並右材料直接電報方稟申

330814 在米高平公使→青木外相

電送41 我が軍の功績を迅速に米紙へ登載方に付再稟申

330817 在米高平公使←青木外相

電報31 米紙へ通信材料供給方に付回答

330824 在米高平公使←青木外相

電報34 米紙操縦方に付訓令

330824 在米高平公使→青木外相

電報44 米紙操縦方に付回答並機密費請求

330827 在米高平公使←青木外相

電報35 同上機密費4000円電送

330828 在米高平公使→青木外相

電報46 「シーボルト」と「アッソシエテッド・プレス」通信社と協定並在
露小村公使經由通信材料供与方稟申

330831 在米高平公使→青木外相

機密公34 米国新聞操縦機密費の件

表2 米国における義和団戦争期の

日本外交文書33巻別冊「北清事変」所収文書

- 330704 在米鍋島臨時代理公使→青木外相
電報25 我国の対露疑念に関する在本邦米公使の本国宛電報並我出兵歓迎の
米国世論に付報告の件
- 330819 在米高平公使→青木外相
電報43 対清賠償及版図分割反対に関する米国の世論並和議に関する我意向
問合せの件
- 330901 在米高平公使→青木外相
機密33 我厦門派兵並撤兵始末通牒及右に対する米国世論通報の件
- 331117 在米高平公使→加藤外相
公86 対清和議条件に関する「タイムス」通信記事に付米国世論の趨勢情
報の件
- 331130 在米高平公使→加藤外相
公96 同文公書（対清要求案）に対する米紙の論調報告の件

いで外務大臣の井上馨を補佐、八七年、終身居所自由の在外勤務を認められて日本を去った。九四年、青木周蔵に従いロンドンに赴き、条約改正に成功、九六年、終身雇を解き五年ごと更新の契約に戻る。ベルリンで八九年二月エリザベートと結婚、各地に転住したが、九八年死別の後、ベルリンに定住、九九年雑誌 *Ossian* (東亜) の創刊に協力し、同誌をはじめヨーロッパ各地の新聞・雑誌への寄稿を通じて日本に対する世論の形成に努め、また日本政府へ *Baron von Siebold's report on the Press* (新聞記事によるヨーロッパ政況報告) を送り続けた。主著に *Philip Franz von Siebold Letzte Reise nach Japan, 1859~1861, 1903* (シーボルト最終日本紀行) もこの間に成った。一九一〇年八月勲一等瑞宝章を贈られ、翌年一月療養先のイタリアのペリで死去」(金井圓執筆)。義和団戦争の際の山県内閣の外相は、シーボルトと旧知の青木周蔵であった。かつての日清戦争当時にシーボルトは青木駐独公使兼駐英公使の指令下で、英国およびドイツで条約改正交渉と並行して、戦時対外宣伝活動をおこなった経験をもっていた。⁽⁸⁾ このような経緯から、青木が義和団戦争期の戦時対外宣伝活動においてシーボルトをその中心として使用したのは当然であった。

シーボルトおよび各国駐在の日本公使たちのおこなった戦時対外宣伝活動の手法と内容の紹介と分析は次節以下で展開するが、その前に『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」と『外国新聞操縦雑件』(明治大正五・三・二・二九)の内容の関係を一二の具体例をあげて確認しておく必要がある。前掲の表1および表2は上記の二種類の史料に掲載されている、在仏・在米公使館による義和団戦争期のフランスと米国のジャーナリズムの論調の報告(情報収集)とこれに対する宣伝工作に関する史料をピックアップしたものである。これを見ると、『日本外交文書』には両国の新聞論調の「報告」が収められ、『外国新聞操縦雑件』の方には両国の通信社・新聞に対する情報提供・工作に関する史料が収められているという関係が一目瞭然である。すなわち、これら二種類の史

料を使い、対照させてこそ、両国のジャーナリズムに対する情報収集と戦時対外宣伝活動という一連の活動を把握することができるのである。

もともとこれらの史料は一連の往復文書であったものが、外務省内で整理される際に分離され（明治期に）、後に『日本外交文書』第三三巻別冊「北清事変」が編纂・刊行される際に一方だけが編纂・刊行対象となり（一九五六年と五七年）、もう一方はそのまま書庫に架蔵された。そのために上記のような事態——義和団戦争期の日本外務省の対外宣伝関係の史料が『日本外交文書』に掲載されない——が発生したのである。このような編纂の仕方はベテランの担当職員がおこなったにしては、どう見ても奇妙である。普通に考えると、編纂の過程で業務をおこなう人には史料の半分が欠けていることはすぐ分かるはずだから、あるいはそこには何かしらの故意——明治期の「新聞操縦」的なやり方を公刊史料集に発表することを憚る心情——が働いたと想像しても不自然ではない。さらにこの簿冊には非常に珍しいことに、「新聞操縦」のために支出された機密金の詳細な記載があるので、これも発表を見合わせる理由の一つとなったのではないかと疑われる。

三 欧米各国における「外国新聞操縦」の手法

本稿では前節で問題にした『外国新聞操縦雑件』というファイルにそくして、義和団戦争期の対外宣伝の手法、宣伝内容、費やした経費等を検討しようとするものである。そして、このファイルがベルリンの井上勝之助駐独公使リシーボルトと青木外相の間の往復電報・文書を中心とするもの（これが過半数を占める）であったが故に、我々は本節、すなわち第三節では、最初にドイツにおける戦時対外宣伝活動の手法、つづいて米英仏独等での宣伝活動を検討し、さらに次節以降で宣伝内容等の問題を検討する。なお、『雑件』所収の文書・電報につい

ては出典を一々注記せず、判別できるよう発信人・年月日等を記すだけにとどめる。

(1) シーボルトによる「外国新聞操縦」

井上駐独公使⁽⁹⁾は、一八六一年に明治の藩閥政治家井上馨の実兄光遠の第二子に生まれた。父母が早く死んだため、男ばかり四人の兄弟は全員養子となり、勝之助自身は井上馨の養子になり、弟はやはり男子のなかった伊藤博文の養子となった。彼は一八七一年より一八七九年まで英国に留学した。一〇歳代のはとんどを英国で過ごしたので、生涯日本語より英語の方が自由であったという。帰国直後は大蔵省に、一八八四年以降は外務省に勤務した。一八八六年より一八九二年まで、外務省書記官として駐独公使館勤務を命ぜられて、品川弥二郎・西園寺公望の両公使につかえ、一八九八年より一九〇七年までの一〇年間は駐独公使（一九〇六年以降は特命全權大使）であった。この後は、英国駐在大使、枢密顧問官、宗秩寮総裁等の宮中の諸職を歴任した。彼の職業外交官としてのキャリアの特徴は、ドイツに公使館書記官・公使・大使として前後一五年以上も滞在して任国の事情・言語に通じたこと、これに加えて彼が元勲の嗣子であったことと夫人の末子がフランス語に堪能で社交的であったことから、ドイツの宮廷・社交界の受けがよく、各種の政治情報を獲得するのが巧みであったとされる。彼が日露戦争に際し有益な情報を探索して外務省に送ってきたことはよく知られているが、義和団戦争の際も多量の電報通信を外務省宛に送っている（一九〇〇年一月二三日で電報一六〇号、これは欧米各国から外務省宛の電報通信の量としては最大、これに次ぐのはロシア駐在の小村公使から。逆に青木外相より欧米諸国駐在公使宛の電報発信量で最大なのはロシア小村公使宛、この理由は注(5)参照）。

この情報収集の名手と組んで日本政府の戦時対外宣伝活動「『外国新聞操縦』にあたったのが前述のシーボルト

トであつた。彼と「外国新聞操縦」の關係は以前から深かつた。一八七五年（明治八）に政府に提出した「外国新聞」の利用に関する建言では、欧州各国の政府は新聞利用につとめているから、日本政府も外国新聞を購入して内容を調べるとともに、外国新聞をつうじて日本政府の意向を明らかにすべきである。かつ横浜のロイター通信社の代理人に情報を提供して、政府の意図を正確に海外に伝達すべきである、としている。⁽¹⁰⁾ また、一八八七年八月四日付で井上外相より与えられた秘密訓令では、条約改正會議が失敗に終わった事情を踏まえて、第一に、海外の新聞と關係をもち、有力政治家・官吏と接觸して、日本の外交政策、とくに条約改正問題について意見を交換し、現在の事情をよく説明し、会談のつどこれを報告すること、第二に、欧州各国駐在の日本公使館を歴訪して条約改正會議中止の事情を説明することを求められ、第三に、各国を一巡して上記の任務、すなわち条約改正會議失敗の後始末を果たした後は、「貴下ノ裁度ヲ以テ中央便利ノ地ヲ択ヒ、之ニ滞在シテ貴下ノ勢力ヲ新聞紙及ヒ雜誌ニ用キ、之ヲシテ我カ利益ヲ幫助セシムル様々旋ス可シ、貴下ハ此目的ヲ以テ全歐到處ニ相当ノ人物、相当ノ新聞雜誌ト關係ヲ結ヒ氣脈ヲ通スル様々ス可シ（中略）右ノ次第ヲ以テ貴下ハ自由ニ滞在地ヲ択フコトヲ得ヘシト雖モ、常ニ在伯林我公使館ト消息ヲ通シ居ル可シ、是レ書信及ヒ電信ヲ送ルニ便ナルガ為メナリ」との指令——すなわち欧州任意の国に居住し、日本のために対外宣伝・情報収集をおこなう——をうけている。⁽¹¹⁾

この外、日清戦争時の対外宣伝活動に従事したこと、義和団戦争の前年の一八九九年には雑誌 *Ostasiat*（東亞）誌創刊に参加したことは既に述べた。このように、シーボルトは在米のスチーブンズとならんで、対外宣伝活動にかんして日本外務省の手の中にあつた最有力の持ち駒であつた。

『外国新聞操縦雑件』ファイルは一九〇〇年六月一五日の青木外相より在独井上公使宛電報一七号「シーボルト宛在北京外国人保護ノ為帝國ヨリ援兵増派ノ儀新聞へ登載方訓令」からはじまる。この日付から、天津への臨

時派遣隊編成を閣議決定したその日から、外務省が「意識的」に戦時対外宣伝を開始したことが分かる。その文面には、海軍兵力に加えての臨時派遣隊の派遣の目的を日本人および諸外国人の保護とし、これを関係諸国と完全に協力して実行するとしている。これについて、大沽砲台攻略、天津城攻撃に関する情報を新聞に掲載するべしとの青木外相の訓令、これに対応した井上公使の報告・稟申が交換された後、七月一三日付で青木はつぎに掲載する電報三一号「シーボルト宛伯林ニ居住及通信社ト協定方其他ノ措置振ニ付訓令」を送付して、今後の対外宣伝工作について指示した。

Inouye,

Berlin.

31 Transmit at once to Siebold the following instruction: —

(1) To reside in Berlin during continuance of present Chinese trouble and undertake newspaper correspondence.

(2) To make special arrangement at once with the principal Telegraphic Bureaux in England, Germany, France and Austria, so as to secure publication in the Press of those and other countries, of all telegrams which will be sent by me. In the case of United States New York Herald should be utilized.

(3) To telegraph me the purport of such utterances of the Press in those countries and Russia, concerning Japan's attitude or action, as are worthy of our attentions.

(4) Some distinguishing mark say B should be prefixed to all communications referred to in paragraph (2), so that they will be recognized as emanating from me, by the Japanese Ministers abroad, who will be duly notified of the fact.

The object of Impl. Govt. is to guard against Japan being misunderstood or misrepresented in Europe and America and at the same time to be informed of the tone of public opinion there. 10,000 yen will be sent by telegraph through 在独公使 to cover necessary expenditure to carry out this instruction.

Aoki

July 13 1900

この訓令の、戦争中シーボルトをベルリンに居住させて、「外国新聞操縦」と各国通信社との協定締結に従事させようという構想——その目的は欧米において日本（の政策意図）が誤解され、誤って伝えられることを防ぎ、同時に欧米輿論の傾向を報告させて政策決定に役だてることにあるとされた——は、六月二六日付の青木外相宛の電報四一号で井上在独公使が提案してきたものを、外務大臣が承認したものである。この際に、思い切って一度に新聞操縦費として一萬円の支出を許可しているのも注目される。井上公使は六月三〇日付の機密一九号「清国事件ニ関スル帝国ノ行動ヲ欧州ノ諸新聞ニ掲載セシムル件」（八月六日到着）ではさらに一歩進んで、ロイターは英国のために働き、「ウォルフ」通信はドイツ政府の機関であって日本の意のままにならないから、「此際我國ニ於テモ欧州ニ於テ一ノ通信機関ヲ設ケ内々材料ヲ供給シテ速カニ我カ行動ノ概要ヲ報セシムルコト」を考へるべきだとして、欧州の地に日本系の通信社を設置せよと提案しているが、この雄大な構想はもちろん実現しな

to Eastern

會計
局

政務
局

總務
長官

大臣

[Signature]

電送第
五三五
號

1272

[Stamp]

[Stamp]

Monsieur
Berlin

3/ Transmit at once to Siebold
the following instruction :-

(1) To reside in Berlin during
continuance of Chinese trouble
and undertake newspaper cor-
respondence.

(2) To make special arrangement
at once with the principal Tele-
graph Bureaux in England
Germany France and Austria
so as to secure publication in
the press of ^{and other} ~~these~~ countries of all
telegrams which will be sent by
me. In the case of United States
'New York Herald' ^{should} ~~may~~ be
utilized.

(3) To telegraph me the purport of

図1 シーボルトに「外国新聞操縦」を訓令する青木外相の電報（部分）

かった。七月一三日付およびその後の何度かの青木外相の訓令に応じて行動した結果をシーボルトは、七月二五日付のドイツ語書簡で詳細に報告してきた。その日本語訳をつぎに掲げる。

青木外務大臣閣下

フライヘール、フォン、シーボルト

拜啓陳ハ新聞社ニ対シ施スヘキ措置(トノ聯絡方)ニ関スル閣下ノ訓令ヲ遂行スルコトニ拙者ノ努力致シ居候事(義)ハ拙者等ノ電報ニ依テ(已ニ)御了承相成候コト、存候。拙者ハ本月十四日閣下ノ訓令ニ接シ候後直ニ「ウォルフ」電(報通)信会社及「ロイテル」電(報通)信会社ト關係ヲ付ケ、夫ヨリ維也納ニ赴キテ奥匈国電報通信会(電報通信)社「ホーフラート・バーン」並ニ政治通信社ノ発行者ニ対シ(ト)夫々拙者ノ任務ヲ相果シ(締約致)候(得ハ)、今ハ既ニ(ヤ拙者ハ)英独奥諸国(ノ)新聞社ト約束ヲ結ヒ(聯絡シ)、其他奥匈国通信社ニ依リ伊太利、東欧及仏国「暫時」ヘモ連絡ヲ付ケタルコト並ニ(ノ新聞社、又)「ウォルフ」電報通信社ニ依リ露国「(新聞)検閲ニ依リ(ノ為メ)多少ノ制限ヲ免レ(サルモ)ス」ヘノ新聞社トモ關係ヲ付ケ、且ツ今日以後ハ「アッソシエーテス、プレス」ニ依リ米國(ノ各)新聞社トモ連絡ヲ通スルニ至リタル義(ヲ)御報告致シ得ルノ(スノ好)都合ニ相成候。仏國ニ関シテハ拙者ハ(未タ全ク)奥匈国電報通信社ヲ以(ニ)テ未タ全ク満足致シ兼候ニ付間、既ニ本日「アジャン・アーヴァ」(社代理人)ト直接ニ關係ヲ付クルノ手段ヲ施シ候(ニ付)、尤モ拙者親ラ巴里ニ於テ(出向キ)談合致ス(コト、相成ル)ヤモ図ラレス候。閣下御承知ノ通り電報通信社(ノ仕組)ハ拙者等ノ接手シタル通信事項ヲ(吾人ノ發送スル報道ヲ)直ニ約定(ノ)新聞社ヘ電報ニテ通信致スモノニ有之候、斯ル方法ニテ(ナルコトハ閣下御熟知ノ通ニ有之候得者)欧州ノ(著名ナル)各主要新聞紙ハ(右ノ方法ニテ)閣下ヨリ御送付ノ通信事項(報道)ヲ掲

載スルコト、相成候へトモ（但シ尤モ右ノ手順ニ依リ）直接（ニ）新聞社へ新報ヲ（材料ヲ）寄送スルコトハ出来難キ義ニ有之候尤モ拙者（得共）、一個人ノ關係ヲ以テ諸新聞社へ相談シ所望ノ論説及弁駁等ヲ掲載セシムルノ手段之ナキニアラスシテ此手段ハ（ヘキ新聞利用上）實際最モ有効ナルモノト被存（手段□ヘタル義ニハ無之）候、即チ（左レハ）欧米ノ諸新聞紙上ニ現ル、所ノ閣下ノ勢力ノ如何ニ大ナルカハ新聞紙切抜ニ就テ（不日ニ）直ニ御了承（知）相成（リ候）ルコト存候。拙者ハ尚ホ日本国政府ノ利益ノ点ニモ注意シ、（諸）電報通信社ヘノ報酬又ハ（及）諸新聞社ヘノ支払ヲ廃ス（為サズ）ルヲ必要ヲ認メ（トシ）、此主意ヲ以テ商議致シ候處、全ク拙者ノ見込通りニ行ハレ、「ロイテル」電報通信社スラ無報酬ニテ通信ヲ取扱フコト、相成候。勿論（尤モ）維也納及倫敦マテ（ノ）電報料（ハ申迄モナク当方）ノ支払拙者等ニ於テ負擔セサルヲ得サル義ニ有之候。本（本）日拙者ハ閣下ノ電報ニ接シ、之ニ依リテ何レノ新聞紙ニ閣下ヨリノ通信事項カ（カ何レノ新聞紙ニ）掲載セラ（レ）タルカヲ示スヘシトノ貴命（ノ趣之ニ依リテ）了承致シ候。（然ル處閣下ノ御通報ハ）前陳ノ通り拙者ヘ（ヨリ）直接（ニ）新聞社へ寄送致ス訳ニ之ナク候故、（一々）其新聞紙ハ（ヲ）示シ難ク（スコトハ出来兼）候へトモ、閣下ヨリノ通信事項（御通報）カ如何ニ広ク伝播シ居ルカハ閣下ノ御手許へ直接ニ到達スルノ倫敦、巴里及伯林（当地）ヨリ閣下ノ御手許ニ直接ニ到達スル（致スヘキ）新聞紙切抜ニ就テ御承（知）相成ルヘキコト（ク）存候。閣下ニ於テ（モ）御承知有之ヘク（候）通り（或ハ）二三ノ日本国公使館ト新聞記者トノ交通（際）ハ頗ル頻繁ナルモノニ有之候處、右ノ如キ御尋（質）問有之候テハ同（右等ノ）公使館ニ取りテハ其交際上稍々制限ヲ加ヘ（ヲ狭メ）ラレタルカ如キ感覺ヲ起シテ多少不平ナキ能ハサルニ因リ、右ノ御質問ハ其結果トシテ生シタルモノニハ無之ヤト拙者ハ憂慮致シ候。

要スルニ拙者ハ新聞社ニ対シ運動ヲ為スノ貴命ニ接シタル以来能(及)フタケノ力ヲ竭クシテ十日以内ニ拙者ノ任務ヲ果スヲ得候。惟フニ此手段ノ結果ハ本週間(内)ニモ現レテ拙者等(当方)ノ通信事項(報)ハ欧米諸国ニ到達テ諸新聞紙ニ掲載セラル、ノ運ニ至ルヘク候。

尚ホ拙者ハ詳ニ輿論(ノ趨向)ヲ觀察シ、更ニ他日ヲ期シ此件ニ関シ(追テ)詳細ニ御(報)道可致積ニ有之候、敬具。

千九百年七月二十五日 伯林ニ於テ

〔傍線部分は抹消部分、()内は追加部分、〔 〕は原史料で使用されている括弧を表す。このほか読みやすいように句読点をほどこした。以後、本稿で史料を引用する際はこのように表記する〕

このシーボルト報告は、彼がはじめに、ドイツの「ウォルフ」通信、イギリスの「ロイテル」通信、オーストリアの「電報通信社」ならびに「政治通信社」と関係を結び、つづいて米国のAP通信とも連絡をつけたこと、直接に契約等を結ばなかったイタリア・東欧諸国・フランス・ロシアの新聞に対しては、オーストリアの通信社ならびに「ウォルフ」通信を通じて間接的に連絡をつけたこと、およびフランスの代表的通信社「アヴァス」通信とは彼自身が近々パリへ出張して「談合」する予定であることを伝えている。ここには直接書かれていないが、別な史料では、前年すなわち一八九九年一〇月の、欧州の新聞紙と関係を結ぶべき旨をシーボルトに命じた青木外相の秘密訓令に従って、彼はオーストリアの「政治通信社」ならびにドイツの「ポスト」紙と関係を結び、外相の指令によって日本に有利な報道・論説を掲載させるという「新聞操縦」を以前からおこなっていたというから、この新聞あるいは彼の関係する「東亜」誌なども戦時対外宣伝に動員されたであろう。⁽¹²⁾ 彼はこのよう

な英独塊米（近い将来にはフランス、そして間接的にはロシア・東欧諸国にも）にまたがる「体系的」な宣伝体制を、わずか一〇日以内で作らねばならぬことを誇っているのである。

井上からの電報でシーボルトによる宣伝体制が実現しつつあるとの報告を得ていたものの、外務省内にはその真偽と効果を疑問視する向きもあったので、青木外相は八月二日付で井上公使宛に電報四八号を送り、シーボルトの活動に関する井上の見込みと改善意見を率直かつ秘密に報告するよう命じた。これに應えて井上公使が外相に宛てた八月五日付機密第二六号は、シーボルトによる工作は独逸英仏では効果をあげており、ロシア・イタリアの両国についても「アヴァス」通信を通じて将来は少なからざる効果をあげることが期待されるとする。ただ米国だけは欧州と事情が違ふことから「本官ニ於テハ竊カニ其遂ニ失敗ニ了ランコトヲ疑ヒ居候義ニ有之候」とのべ、シーボルト経由ではない別な方法の採用を提案している。この報告の追伸部分には、戦時宣伝に従事・精勤しているシーボルトと駐独日本公使館の様子が描かれているので、その一部を引用する。

同男（シーボルト―筆者注）ニ於テ機密第一九号ヲ以テ申進置候用向ノ為メ当府ニ参リ居候処、右ハ一時ノ用向ニ有之候ニ付、同男ニハ其子女（同男ノ夫人ハ既ニ死去セリ）ヲ郷地ニ残シ置キ輕身当府ヘ出向シタル次第二有之候。然ルニ同男ニハ外務大臣ヨリノ御訓令ニ接スルヤ、子女ノ始末ヲ付クルニ及ハスシテ、直チニ当府ヘ滞在スルコトニ決シ、酷暑ノ折、殊ニ其健康ノ近頃大ニ衰ヘ居ルニモ拘ハラズ、最モ熱心ニ諸方ニ奔走シテ訓令ノ実行ニ従事致候。諸通信社トノ連絡相付候後ハ、之レヘ通信スル為メ殆ト日々当館ニ参リ、非常ニ精勵致居候。

又本件ヲ「ジーボルト」男ニ御訓令相成候以来、当館ニ於テモ之カ為メ一層ノ繁忙ヲ加ヘ、新聞電報ヲ翻訳

シ之ヲ改作シ、又之ヲ独語其他ニ反訳スル等、同男ニ補助ヲ与フルヲ必要トスルノミナラス、其中ノ重要ナル電報ハ之ヲ欧米諸国ニ在ル帝国公使館ニ転電スル等ノ用向キヲ生シ、左ナキダニ清国事件ノ為メ多忙ヲ極メ候折柄、館務非常ノ繁劇ヲ見ルニ至リ、本使初メ館員一同早朝ヨリ深更ニ至ル迄、間断ナク執務致シ候事モ度々有之（後略）

以上のように、青木の命でシーボルトがつくりあげ、井上在独公使との協同作業で運用することになった欧州での戦時対外宣伝システムに、東洋からの情報がどのように供給されたのかをつづいて検討する必要がある。前掲の七月一三日付電報三一号で、シーボルトにベルリンに居住して対欧米宣伝工作に従事するよう訓令を伝えた翌日の七月一四日に、青木外相は陸海軍大臣・参謀総長、浅田総務長官は軍令部長へ、情報提供方について次のような依頼をおこなった。

北清事件ニ関シ帝国ノ態度又ハ我軍隊ノ行動ヲ明ニシ、以テ誤解ヲ防キ、併セテ我陸海軍人ノ功績ヲ善ク欧米各国ノ公衆ニ知ラシメンカ為メ、今般特ニ当省ニ海外通信機関ヲ設ケ候ニ付テハ、右ニ関スル材料ハ時々御送付相成候様致度、且ツ従来本大臣へ御送付相成候情報等ハ、右海外通信機関設置ノ為メ自今別ニ式部ツ、浅田総務長官宛ニテ御回付相成候様致度、此段及御照会候也。

〔陸軍大臣宛機密送一七七号、海軍大臣宛同一二五号、参謀総長宛同一七八号、軍令部長宛同一二六号〕

この通牒に見える「海外通信機関」の詳細を明らかにする史料はないが、この欄外に総務長官と赤羽公使のサ

イン(花押)があり、『外国新聞操縦雑件』所収のドイツのシーボルトに宛てた中国情報に関する通信文の欄外に赤羽というローマ字のサインあるいは認印(角印)があることから、外務省内に置かれた「海外通信機関」の責任者は赤羽四郎であつたと思われる。たとえば、七月一四日から二二日にかけて、天津城の攻撃にさいしての日本軍の活躍を報じる一二本の電報(Seibold 1~Seibold 12 という番号がふられている)が打たれたが、これなどは初期の段階の情報提供のやりかたを示している。天津占領からさらに北京への進撃の段階に至ると、以前にも増して情報の豊富かつ迅速な供給が要請されたので、青木外相は天津に派遣された加藤公使に宛てて八月一二日付で次のような電訓を与え、その改善につき指令を与えた。

在天津 加藤全權公使

青木外務大臣

在清日本陸海軍ノ(戦)勝利アル(ノ)動作カ欧米ニ於テ誤解セラレ、若クハ度外視セラ、コトヲ予防スル目的ヲ以テ、在独本邦公使館「シーボルト」ハ本大臣ノ訓令ヲ受ケテ、当地ヨリ發送スル右動作ノ(ニ関スル)電報ヲ欧米ノ諸新聞紙ニ転送セリ(供給シ居レリ、)然レト(ルニ)該電信(報)ハ東京ヲ經由シテ伝達(送)セラル、カ為ニ(自然)遅延(ヲ生スルヲ以テ)満足ナル効果ヲ奏スル(収ムル)能(故ニ(ハス、因テ)貴官ハ今後日置一等書記官及ヒ勘能(適當)ナル在天津領事館員ノ補助ヲ以テ、可成最モ(可出来丈ケ)迅速ナル電信線路ニ依リ左ノ方法ニテ(手続ヲ以テ、)右ニ関スル一切ノ報道ヲ(直接ニ)「シーボルト」ニ電報スル(ノ任ニ当リ)事務ヲ執ラルヘシ、而シテ右電信(報)ノ写ハ毎回次便(其都度各次郵便)ヲ以テ本大臣ニ送付スヘシ(セラルヘシ)。

(一) 貴官ハ常ニ福島陸軍少將ト協議シ、同官ヨリ該電報ノ材料ヲ求メ、又必要ナル場合ニハ他ノ日本陸海

軍士官ヨリ右ノ材料ヲ求ムヘシ（得ラルヘシ）。

(二) 該電報ハ芝罘又ハ他ノ最近ノ（電信）局ヨリ發送シ、印度歐洲電信線ヲ經由スヘシ。

(三) 該電信（報）ハ伯林成瀾（「ナルタキ」）宛ニテ普通（英）文ニ認メ、發信人ノ氏名ヲ「アリストン」ト署（記）シ、且ツ順次番号ヲ付スヘシ。

(四) 該電信（報ノ經）費用ハ機密費中ヨリ支弁セラルヘシ本省ニ（スルモノトス、先ツ）金五千円ヲ在芝罘領事ニ宛電信ヲ以テ送スヘシ、決シテ（尤モ）費用ハ論スル所ニアラス、何トナレハ可成詳細（ニシテ）明瞭ナル報告并ニ其迅速ナル伝達ノ全ク必要ナルコトハ明白ノ理由□□□□（發送ヲ必要緊要ナリトス）。

本訓令ヲ受領シタルニ及貴官カ該事務ヲ開始シタルトキハ、其旨ヲ電報スヘシ（セラルヘシ）。

〔□は抹消してあつて判読困難な文字を示す〕

この電報では、北京↓天津↓芝罘↓ベルリンというルートで直接欧州に、しかも通常外務省が使用する費用の安いロシア經由電信線（大北電信会社線）ではなく、費用が高くともスピードの早い「印度歐洲線」（大東電信会社線）を使用して情報を送ること、「費用ハ論スル所ニアラス、可成詳細ニシテ明瞭ナル報告并ニ其迅速ナル發送ヲ緊要ナリトス」などという外務省らしからぬ指令をしていることが注目される。これに基づくと思われる No. 1～No. 11（八月一六日～一〇月一九日）の「Arison」（国籍不明の奇妙な名前）から「Nauraki」宛の報告を『外国新聞操縦雑件』の中に見ることができるので、指令が忠実に実行されたことが分かる。以上のような北中国の情勢、あるいは日本政府の政策および政策意図などの多様で多量の情報がベルリンに送られ、シーボルトを通じて

各通信社・新聞社・影響力をもつ個人へ伝達され、また井上公使からも各国駐在の日本公使やドイツ国内のしかるべき筋に伝えられた。同じ種類の情報、青木外務大臣から在露小村公使を経由して（つまり通常使用されるロシア經由の大北電信会社線經由で）、欧米各国駐在公使に宛てて発送されたことは公刊された『日本外交文書』第三卷別冊「北清事変」で見ることが出来る。それを一覽表化してみると（表3を作成したが紙幅の関係で省略せざるを得ない）、在露小村公使經由で欧米に情報が送られたのは七月中旬までであること、すなわち前掲の井上駐独公使宛の七月一三日付電報第三一号でシーボルトに「外国新聞操縦」を担当させるべしとの訓令が送られ、ベルリンのシーボルトと井上公使を中心にした新たな戦時対外宣伝システムが作られて以降は、主に情報が南廻りの大東電信会社線を使用してベルリン經由で送られたことが分かる。

上記の戦時対外宣伝システムはある程度の効果はあったが、一方で多額の費用を要したようで、北中国の戦闘が一段落し、かつ日本国内で内閣が替わり——一九〇〇年九月二六日山県首相辞表提出、一〇月一九日立憲政友会を背景にした第四次伊藤内閣成立——、外務大臣も青木から加藤高明に移ると、その存廃をふくめて再検討を迫られた。加藤外相はその就任直後に井上公使から送られてきた稟申（一〇月三日付電報第一六〇号）をうけて、一度は一〇月二四日付の電報第七三号でシーボルトと通信社の協定を持続することを認めたが、翌年二月八日付電報四号および同月一二日付の機密四号で情勢の変化によりシーボルトの担当する「外国新聞操縦」を三月末で停止することを通知し、同時に前年送付した機密費一万元（凡そ二万マルク余り）の使途の報告を指示した。その報告（シーボルト自身による二度の収支バランスの報告と井上公使の報告）をうけとった上で、加藤外相はシーボルトの功績を認めて、褒賞金として機密費の残額を授与することを承認し、これを四月一日付の電報一八号で訓令した。この後、井上公使は四月二〇日付の加藤外相宛機密一二号信で、この褒賞金授与の顛末を報告した。それに

よると、シーボルトに与えられた褒賞金（すなわち機密金残金）は一万六六六マルク三五ペニヒで、義和団戦争以前からの機密費の残金があるとはいえ、「外国新聞操縦」用の機密費の凡そ半額しか使用していなかったと、しかも更にその半分がシーボルト本人の特別手当（一日当たり一五円＝三マルク）に使われたことが分かる。当時、彼が日本政府から受け取っていた金額は、給料と特別手当金を併せて六〇〇〇円程度であったから、この褒賞金額は彼の年収総額に近い高額のものではあった。井上は同時にシーボルトへの叙勲を稟申ししたが、これは認められなかった。

(2) フランス・米国等での「外国新聞操縦」

我々はドイツをキートン・ステーションとする戦時対外宣伝体制の検討をおこなったが、他の欧米諸国における対外宣伝についても、つぎに簡単にふれておく必要がある。まず最初に、フランスの場合を知るために、九月六日付の在仏栗野公使から青木外相宛の機密第三十三号——義和団戦争期のフランスにおける対外宣伝の経過と概要を報告している——を紹介する（前掲表1参照）。

機密第三十三号

当国新聞雑誌類利用ノ為メ必要ノ金額支出ノ件曩ニ及電稟候処、機密金貳千円御電送候ニ付、将来便利ヲ得ルコト尠ナカラサルヘキハ客月二十一日付機密第二十八号ヲ以テ具申致置候処、其後「アジャンス・ハヴァス」通信社員来訪ノ談話ニ依レハ、先般シーボルト男爵ガ同通信社ト取結ヒタル約定ハ、同男爵ヨリ東京来電ヲ同社ニ送達スレハ同社ハ其見込ニ任セ之ヲ刊行スヘシト云フニ過キスシテ、充分我ノ希望ヲ達スルコト

能ハサルハ勿論ナリ。然ルニ今回同社員ノ談話ニ依レハ壹ケ年ノ予約トシテ仏貨三千六百法ヲ支払フ時ハ、我ヨリ通達スル文言ハ其体裁又ハ事柄ノ如何ニ拘ハラス仏国ノ利益ニ背馳セザル限リハ必ス之レヲ広布スルノ義務ヲ負ハシムルヲ得ヘキ次第ニ有之候。然ル処、兼テ御支出相成候金貳千円、即チ仏貨五千法ノ儀ハ他ニモ種々要用ナル費途有之、夫レノミニテハ到底「アジャンス・ハヴァス」通信社トハ前記ノ如キ有要ナル關係ヲ結フ能ハサル儀ニ付、客月二十二日電信第五八号ヲ以テ前記ノ事情ヲ畧陳シ、更ニ金千円御支出相成度旨及稟請候処、早速御聴届相成候ニ付、同通信社ト前記予約關係相結申候。然ルニ其頃恰カモ本邦ニ於テ厦門ニ兵員ヲ上陸セシメタル際ニシテ、訛伝紛々当国輿論ノ趨勢我レニ不利ナルヘク傾向ヲ表ハレ来リ候ニ付、客月卅一月別紙切抜ノ通りノ文言東京來電トシテ広布スヘキ旨前掲通信社中ニ申渡候処、早速別紙切抜ノ通り実行有之候、而シテ之ヲ転載シタルモノハ当国官報ヲ始メトシテ新聞雜誌其数ヲ知ラス、当国言論社会ニ良好ナル結果ヲ生シ申候。其後今日ニ至ル迄、再三同様ノ手續ヲ為シ候処、何時モ同様ノ良効ヲ奏シ、一方ナラス便利ヲ感シ候義ニ付、此段併テ及具報候、敬具。

明治三十三年九月六日

在仏 特命全權公使栗野慎一郎 印

外務大臣子爵青木周藏殿

この報告によって、シーボルトがアヴァス通信と結んでいた協定の内容が、シーボルトが提供した東京來電と同通信社が自社の判断で取捨選択して新聞社に流すというもので、金銭がからんだものではなかったこと、これに対して栗野公使は年間三六〇〇フランを支払って、日本公使館が提供するニュースを確実に流してもらう契約

を結んだこと、在仏公使館は二度にわたって合計三〇〇〇円の機密費を本省より受け取っていたことなどが分かる。このアヴァス通信社との契約は義和団戦争終了後も続き、一九〇五年三月に一年間分の予約金三六〇〇フランを支払ったとの記録が外務省記録中に見えるので、この頃まで確実に継続したらしい。このほかに栗野公使、後任の本野公使も、「パリ・ヌーヴェル」というフランス国内向けの通信社に接近を試みたこともあったらしい。⁽¹⁵⁾

在米日本公使館は広報活動のベテランであるスチーブンスがいたこともあり、また同国のジャーナリズムの活動が盛んなこともあって、在独公使館を中心に戦時対外宣伝を実施するという青木外相の方針に反発して、在米公使館にも直接に戦争情報を供給することを度々要求した（在米公使・代理公使より青木外相宛の七月二三日付電報第三〇号、八月八日付電報第三五号、八月一四日付電報第四一号）。これに対して青木外相は、在米公使館には在独公使館とは別に在露公使館を経由して——すなわち大北電信会社線經由で——直接情報を送ること、シーボルトが「アソシエテッド・プレス」に情報を供給する協定を結んでいること、在米公使館の請求に応じて「新聞操縦」用の機密金四〇〇〇円を送ることを返電した（青木外相より在米公使宛の八月一七日付電報第三二号、二四日付電報第三四号、二七日付電報第三五号）。その後、八月三十一日付の公信で高平公使は米国における戦時対外宣伝の概要を報告してきた。これは長文であるが、日清戦争以来の米国での宣伝活動の実態を知ることができる史料なので、つぎに全文を引用する（表2参照）。

機密公第三四号

米国新聞操縦機密費ノ件

今般清国事変ニ関シ米国新聞社ニ我戦報等ノ記事ヲ交付シ、我国ニ対スル其ノ同情ヲ購フノ傍ラ、重立チタル一二ノ新聞社ト特別ノ関係ヲ設ケ、終始我味方ニ引付ケ置候事至極便宜ナルヘキニ付、当館「スチーブン

ス」ヲシテ之カ為メ尽力為致候様、第三十四号電報ヲ以テ御訓示ノ趣欣然拝承致候。然ル処当国ノ新聞雜誌類ハ御承知ノ通り大小各種其ノ数非常ニ多ク、從來当館ニ於テハ彼是取捨スルコトナク、孰モ皆同様ノ待遇ヲ与ヘ来リ居候テ、日清戦争以來当館ト各新聞社トノ關係至極円滑ニシテ諸事我カ為メニ都合ナルニ際シ、今俄カニ一二ノ新聞社ト特別ノ關係ヲ開キ候テハ爾他ノ妬心ヲ惹起シ、為メニ却テ我ニ不利ナル反動ヲ生セシムルノ虞有之候ニ付、去ル二十四日四十四号電報ヲ以テ右大要申進候次第ニ有之候。將又機密費ハ金額ノ多キニ随テ其ノ効能モ著大ナルヘキハ論ヲ俟タサル訳ニ候得共、単ニ金錢ヲ多数ノ新聞社ニ配布シタレバトテ、其ノ費用ヲ要スルコト多キ割合ニハ左程ノ効能モナカルヘク、就テハ左ノ新聞社

「アッソシエーテッド・プレス」社

米國全社ノ新聞社ヘ原稿ヲ配布シ甚有カナルモノ也

「ニユーヨーク・ソン」

是ハ其ノ社限リノ通信員ヲ有シ「アッソシエーテッド・プレス」ノ對手トシテ目下有力ナルモノ也

「ニユーヨーク・ヘラルド」

是ハ「アッソシエーテッド・プレス」ヨリ原稿ノ配布ヲ受クルモノナレトモ一種其ノ趣ヲ殊ニシ居ルモノ也

ハ兼テ当館トノ關係モ他ニ比シテ一層深キモノニ有之候ニ付、「スチーブンス」ヲシテ尚ホ此等ノ社員ト協議セシメ候ハ、今日トテモ我ニ同情ヲ表シ居ルモノ故、一層我カ為ニ利益ナル原稿ヲ各新聞ヘ配布セシメ、又ハ当館ノ意ヲ受ケタル社説等モ掲ケシメ候等ノ事モ相叶可申、且ツ此等ノ通信社員ハ國務長官ヲ初メトシ米國政府部内ノ有力者ニモ終始会談シ、又各國大使館公使館ヘモ毎日出入致居候事トテ、彼等ノ手ヲ以テ内密ニ米國政府若ハ外国代表者ノ意向ヲ探クルコトヲモ出来可申ト存候ニ付、先以テ三四百磅ノ機密費御送付相成候様致度旨申進候次第ニ有之候処、去ル二十七日貴電第三十五号ニテ先以テ第一年度分トシテ金四千円御電送可相成、且ツ爾後ノ処ハ追テ何分ノ御詮議可相成旨御申越相成正ニ致了承候。右金員到達ノ上ハ差当リ前記ノ考案ニ依リ「スチーブンス」ヲ以テ操縦方ニ着手可為致、其上ニテ尚適切ノ方法ヲ発見可致ト

存候得共、全体「デリケート」ノ事柄故、或ハ事ノ行掛上猶ホ多少ノ金額ヲ要スルニ至ル哉モ難計候故、其
辺ハ追テ詳細可申進候得共、兼テ御合置相成度、此段申進候、敬具

明治三十三年八月三十一日

在米特命全權公使高平小五郎 印

外務大臣子爵青木周藏殿

〔「黄禍論」記事に関する追伸は省略〕

なお後日、青木外相は井上在独公使に宛てた一〇月三日付電報第六七号で、在米公使と「アッソシエテッド・プレス」との協定が成立したので、シーボルトより同通信への情報提供を中止するよう訓令している。これらの史料から判断すると、米国での宣伝活動は当初は別として、基本的には欧州のシーボルト工作から離れて、スチーブンスを中心に独自に取り組まれたようである。この外、ロシア・イタリア・オーストリア・英国の日本公使館の活動も個別的に検討する必要があるが、紙幅・史料の残存状況の關係から後日を期さなければならぬ。

四 むすびにかえて——外務省は何を宣伝したかったのか——

本稿はそもそも義和団戦争期の日本政府の対外宣伝活動を明らかにする第一歩として研究に着手したのであった。そのために、まず最初に研究の基礎となる史料集『日本外交文書』の編纂の仕方に対する文献学的手法の検討をおこなって、対外宣伝活動に関する史料の重要な部分がスッポリと脱落している（脱落させられている？）ことを明らかにした。つづいて『外国新聞操縦雑件』という、『日本外交文書』に掲載されなかった史料ファイ

ルの内容を、お雇外国人シーボルトとドイツ駐在井上勝之助公使の活動を中心に紹介を試みた。

その結果、青木外相を中心とする外務省は、義和団戦争に際してシーボルトを使って各国の通信社・新聞社と協定を結び、在独日本公使館をキーステーションとして情報を欧米諸国におくり、これに各国駐在日本公使館網を協力させて、欧米諸国において一元的な戦時対外宣伝活動を実施しようとしたことが明らかにした。しかも、この試みは中国への陸軍臨時派遣隊の編成を閣議決定したと同時に始まったのであった。これらのことから、義和団戦争に際しては日本政府はその当初から「意識的かつ体系的」な戦時対外宣伝活動を実行しようとしていた、と断定してもいいと思う。それは筆者自身が既にいくつかの論文で明らかにした、陸奥外相や伊東内閣書記官長などが、十分な準備をせずに必要に迫られて、非組織的に実施した日清戦争時の対外宣伝活動とは明らかに段階の違ったものであり、四年後の日露戦争に際して、日本政府が在外公館網と英米に派遣した末松謙澄と金子堅太郎を通じておこなった大規模な対外宣伝活動の直接の前提となったものであったといえる。⁽¹⁷⁾

このことは対外宣伝あるいは「新聞操縦」に関する経費が支出される資金源となった外務省機密費の変化からも推定できる。外務省予算の歳出経常部の機密費は日清戦争当時三万円に過ぎなかったものが、義和団戦争・日露戦争の時には約二〇万円に増加している。さらに臨時歳出部の、日清、義和団、日露のいわゆる明治三大事件費を見ると、日清戦争には一九万円、義和団戦争には六七万円、日露戦争には実に三二八万円の機密費が支出されている。⁽¹⁸⁾ 機密費のかなりの部分は「新聞操縦」費用にあてられたと思われるので、これらの数字から対外宣伝活動の拡大の様相を伺うことができる。

以上のような作業によって、不十分ながらも義和団戦争期の戦時対外宣伝の大まかな枠組みを捕まえることができたが、それではこのような組織を使って日本政府が何を、何のために宣伝したかったのかを考えてみる必要

がある。史料を使った分析をする余裕はないので、問題点のみ列挙してみよう。義和団戦争に先立つ条約改正期・日清戦争期の対外宣伝は、規模も小さかったし、その内容も単純であった。基本は日本の近代化・「文明化」を様々な実例を挙げて欧米人に訴え、その同情を獲得して条約改正交渉成功に結びつけようとした。また江華島事件、壬午・甲申政変などの対朝鮮政策が列強の意志を無視して東アジアの現状を変更しようとするものではないことを訴え、さらには日清戦争でさえ、その目的は朝鮮の独立の保証と内政改革の実施を目的とする限定的なものであると強弁して「文明の義戦」論、列強の理解を得ようとした。ところが、日清戦争後、日本の軍事力が列強に注目・警戒されるようになり、かつ李鴻章の北洋陸海軍が消滅してしまつて、一八九八年から列強による清国領土の略奪競争が始まり、極東情勢が世界的矛盾の焦点となつた。このような中で発生した義和団戦争への出兵を巡つての戦時対外宣伝活動の内容は複雑化して、以下の三つの要素を含んだものにならざるを得なかつた。

第一に、日本側は清国に派遣した日本陸海軍が文明諸国の軍隊に伍して活躍していることを、欧米諸国のジャーナリズムで取り上げてもらひたかつたのであつた。はじめに筆者は、戦争に対する日本側の態度の特徴は、義和団とそれに同調する清国政府を攻撃する列強の「同盟」・「伍伴」に加わることを、第一の、そして最重要の課題とするものであつたことを指摘したが、そのためにも日本軍の活躍を欧米人に知らしめる必要があつた。陸軍大臣桂太郎が、臨時派遣軍司令官福島安正にたいして、「子は列強に保険料を支払はんがために赴くなり。宜く往て戦死すべし。子が小支隊を率ゐて敗滅するとも将来日本に対して偉大の功たるを失はざるべし」と命じ、また福島司令官が臨時派遣隊の将校を前にした訓示の中で「我國ノ軍隊ガ列強ノ軍隊ト間シテ動作スルハ実ニ開闢以來今日ヲ以テ始メトス（中略）今回ハ全然我軍隊ノ価値ヲ世界ニ表彰スルノ時ニシテ又我派遣隊ハ我全軍ヲ代表スルモノナリ。安正諸子ト共ニ奪力砕心以テ事ニ当リ軍紀風紀ヲ嚴守シ艱難困苦欠乏ニ耐へ、外国軍及ヒ外国

人ニ畏敬ヲ受クルコトヲ勉メ、若シ止ムヲ得ス戦闘スルニ当リテハ、果敢奮闘以テ好模範ヲ各国ノ軍隊ニ示シ、我武威ヲ宣揚シ」と述べたのは、いずれも上記の目的を実現する手段として軍隊を使おうという発想を示している⁽¹⁹⁾、実際日本軍の軍紀が良好で、かつ勇敢であったことは、義和団戦争に従軍した多くの外国人が認めたところであった。ところが我々には意外なことに、折角勇敢に戦ってもこれを世界に報道することは困難であった。日本では通信社は未発達であり、また世界の三大通信社（ロイター、アヴァス、ヴォルフ）の地域割の結果、極東は英国のロイター通信の担当区域となり、日本ならびに中国からの情報発信は同社の独占に帰していた。したがって、義和団戦争に関する情報は、放置しておけば、ロイター通信の契約通信員および欧米新聞社が極東に派遣していた通信員（例えばロンドン・タイムスのモリソン）によってのみ、しかも彼ら欧米人の嗜好と利害になつた、欧米的価値観というバイアスのかかった情報のみが送り出されることになつた。⁽²⁰⁾ 外務省がシーボルトを使って、あれほど懸命に欧米の通信社・新聞社に日本側から発信する戦争情報を送ろうとしたのは、このような一面的な情報の流通に対抗し、日本の利益を守るためであった。

第二は、義和団戦争の各段階での日本政府の個々の具体的政策決定について、その政策意図を欧州のジャーナリズムを通じて説明あるいは弁明することであった。最初の段階で日本政府が派兵に慎重であった問題、英国政府が日本のさらに大規模な出兵を要請して財政援助することを提起した問題、厦門事件、撤兵問題、講和賠償問題などの度に、シーボルトのルートや各国駐在公使館を通じて情報が送られた。一例をあげれば、前節第二項で紹介した栗野在仏公使から青木外相に宛てた九月六日付機密第三三号には、八月二四日の厦門東本願寺布教所焼失を口実として軍艦和泉の陸戦隊が上陸したが、米英仏三国領事の抗議や英国代理公使の詰問のため中止となつた事件⁽²¹⁾に関して弁明を試みるため、在仏公使館が東京来電と称して弁明をアヴァス通信に提供、これが官報をはじめ

めとする多くの新聞雑誌に掲載され、日本に対する非難を和らげるうえで効果があったことが報告されている。

第三には、日本に対する漠然とした警戒心あるいは猜疑心を緩和することに努力が払われた。ペリーによって開国させられた一八五〇年代から日清戦争までの日本にかんずる情報は、欧米においては限られた一面的なものであった。その極東の小国が欧米諸国をまねて近代化を図っていることは知られていたが、同時にその国は西欧にない不思議で珍奇な物産や奇妙な風習・政治制度に満ちていると思われた。ベストセラーとなった猪瀬直樹氏の『ミカドの肖像』や横山俊夫氏の諸研究⁽²²⁾を読むと、一九世紀後半の英国人にとっては、日本は浮世絵、根付、陶磁器などの美術工芸品を生み出す国、ナイツ・ブリッジの日本村にいるような茶屋の娘、職人、曲芸師の国、サリバン&ギルバートのオペッタ「ミカド」に登場する残酷な刑罰を好む暴君の支配した国、ミッドフォードが紹介したプライドが高く、ハラキリをおこなうサムライの住む国であった。またフランスを中心に、美術・文芸運動としての「ジャポニズム」が流行した。当時の欧米の日本像ははっきりした焦点を結ぶことなく、矛盾を抱え込んだ状態にあった。しかも日清戦争の結果は、日本が極東問題を考えるときに無視することのできない強力なパワーに成長していたことを示した。不思議の国はいつの間にか近代的軍事強国となり、日本像はさらに矛盾に満ちたものとなった。この時、欧州と米国に登場したイデオロギーが「黄禍論」(Yellow Peril)であった。⁽²³⁾一八九五年、日清戦争の末期、ドイツ皇帝は黄禍の寓意画——アジアの蛮民を指揮するブッダの攻撃に対し、欧州各国を象徴する女性の一群が天使ミカエルに十字軍の結成を懇請する図——を描いてロシア皇帝に送り、一方ハワイ、カリフォルニア、ブリテッシュ・コロンビア、オーストラリアでは、東洋人、日本人移民の排斥運動が盛んになっていた。黄禍論が本格化するのには日露戦争以後であったが、義和団戦争の過程でもこのような疑惑が頭をもたげ、黄禍論への対応が課題となった。

例えば、在仏栗野公使は青木外相に対して七月二〇日・二六日の電報および二八日付機密第二五号で、七月一二日のタイムスに掲載されたミッドフォード書簡（内容は、日本の西歐化は皮相に止まる、このまま事態が進めば将来日本人の指揮下に韃靼人・中国人が組織され yellow terror が現出する危険があるとする）を契機にフランスでも各新聞が黄禍論を吹聴し、排欧の日清同盟結成が危惧されている状況にあることを伝えてきた。⁽²⁴⁾すなわち二八日付の栗野公使の報告は次のように言う。

「ミトフォールド」氏本月十二日ノ倫敦「タイムス」ヘ一書ヲ投シテ日本ヲ論シ、同「タイムス」之ニ評論ヲ加ヘ賛成ノ意ヲ漏シ、続イテ英国ノ「スペクテーター」及ヒ「モーニング、リーダー」之ニ雷同シ其言ヲ誇張シ、以テ日本ノ将来怖ルヘキ事ヲ痛論シタリシカハ、其影響仏国言論社会ニ波及シ、日本ノ行為ヲ疑ヒ日本ノ危険ヲ鼓吹スルノ声四方ニ反響シ、一紙ノ之ニ反論スルモノナク、黙スルニアラサレハ即チ日本ノ攻撃ト云フ有様ニ立チ至リ、別紙乙号ニノ通り「ル、タン」「デバ」「ゴローア」「パトリ」其他数多ノ新聞ハ其言異ナリト雖モ、大体ハ日本ガ早晚支那ト一致シ、四億ノ人民ニ号令シ、其固有尚武ノ精神ヲ吹キ込ミ、以テ欧州ニ反対スルニ至レハ由々敷大事ニシテ、到底欧州ノ強敵タルヲ免レズ。サレハ日本ヲシテ今回ノ機ヲ利用シテ支那ニ優勢ヲ独占セシムル如キハ極力排斥セサルヘカラスト論シ、又タ政客中ニモ続々新聞ニ投書シ、黄色人種ノ危険 Yellow Peril ヲ喋々シテ日本庄抑ノ議論ヲ称ヘ、平素沈黙ヲ守ルモノモ前記論旨ニハ首肯スト云フ有様ニテ、従テ其反応モ亦意外ニ偉大ナリシハ本官ノ遺憾トスル処ニ有之候

これに反撃するため栗野公使は反駁論を草して、フィガロ社長、有力記者「ヴァルフレ」、前外務大臣「ア

ノタウ」などに送り、この工作もあって仏国の対日世論は好転したと九月一八日付の電報で報告した。宣伝の効果云々の実態はともかく、栗野報告にある英仏両国にとどまらず、対日警戒論の強いロシアは勿論、オーストリア、米国でさえもこの時黄禍論的言説が見られたという報告が、『日本外交文書』と『外国新聞操縦雑件』にみえる。義和団戦争時でも、既に黄禍論は軽視できない勢力をもっており、これへの対応が切実な課題となっていたのである。以上で指摘した対外宣伝の内容は別稿を用意した、より詳しい分析が必要であるし、かつ義和団戦争期の対外宣伝の枠組みについても、もう少し多面的に検討しなければならない。このことを今後の課題として確認して、史料紹介的性格の強い本稿のむすびとしたい。

- (1) 義和団戦争は通常は「北清事変」「義和団事件」「義和団出兵」と呼ばれることが多いが、筆者は小林一美『義和団戦争と明治国家』（汲古書院、一九八六年）の見解にしたがって「義和団戦争」と呼ぶ。なお、本稿の執筆に際しては、小林の著書のほか、山口一之「義和団事変と日本の反応」（『国際政治』三七、一九六八年、六九―七二、一九七〇年）、中塚明「義和団鎮圧戦争と日本帝国主義」（『日本史研究』七五、一九六四年）、当時の『外交時報』掲載の有賀長雄の論文、『青木周蔵自伝』坂根義久校注（平凡社東洋文庫一六八、一九七〇年）を参考にした。
- (2) 小林前掲書、二〇八頁～二一一頁。ここには山県、桂の伝記が引用されている。また『伊藤博文伝』下巻（統正社、一九四〇年）四二七頁以下にも、伊藤、井上らの慎重論が述べられている。
- (3) たとえば、六月九日付青木外相より松井駐英代理公使宛電報一三号「清国暴動ニ対スル任国ノ措置振報告方訓令ノ件（弘・露へも転電）」、七月四日付青木外相より在欧米各国公使宛電報「我軍隊増派決定通知並共同措置ニ付意見交換方任国政府へ申入訓令ノ件」、六月二三日付青木外相より東京駐在の各国公使宛「聯合軍ノ危難ニ対スル各国応急措置問合ノ覚書送致ノ件」がこれである。
- (4) 日清戦争期の対外宣伝活動については、拙稿「日清戦争期の対外宣伝活動」（『近代日本と情報』山川出版社、一九九〇年所収）を参照。

(5) 日本の外務省と欧米各国駐在日本公使との連絡をとる時、当時は大北電信会社のロシア経由の電信線を使用した。これは、ロシア經由線が南回りの大東電信会社の路線より経費が安かったこと、日本の国内電信線に接続している唯一の国際電信線が大北電信会社の長崎―上海線および長崎―ウラジオストック線であったことなどによる。したがって、欧米と本省の間の連絡の仲介に当たることが駐露公使館の重大な任務となった。日清戦争時の西公使、義和団戦争時の小村公使も、この面で活躍した。

(6) 正式なデータは、外務省外交史料館編『外交史料館所蔵外務省記録総目録〔戦前期〕』第一巻、第二巻、別巻（発行所 原書房）。本稿執筆時点（一九九二年一月一日）では別巻は未刊行。この刊行によって便利になったが、外交史料館のカードにあった年月に関するデータが省略されたこと、市販されている外務省記録マイクロフィルムとの関係が示されていないことなどは、利用上不便である。

(7) 外務省百年史編纂会編『外務省の百年』下巻（原書房、一九七一年）一二八六頁～一二八八頁。

(8) 前掲拙稿および今井庄次『お雇い外国人②外交』（鹿島出版会、一九七五年）一二七頁～一三一頁。

(9) 『侯爵井上勝之助略伝』（井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第五巻、一九三四年所収）参照。

(10) 金井圓『お雇い外国人・人文科学』（鹿島出版会、一九七六年）八頁～一二頁。

(11) 今井前掲書、九七頁～一〇二頁。

(12) 『外国新聞操縦雑件』所収、一九〇〇年一月一日付青木外相宛在独井上公使、機密第三三号「シーボルトヨリ稟請ニ係ル外人行賞ノ件」。

(13) 赤羽四郎 一八五五年～一九一〇年、会津若松生まれ、七二年から約二年間アメリカに留学の後、東京帝大予備門訓導を経て、七九年一〇月外務省に入る。甲申政変の際井上馨全権に随行し、京城にて同問題の処理にあたる。以後、ワシントン、ベルリン公使館に在勤。九四年一〇月オランダ弁理公使となり、同国との条約改正交渉に尽力する。一九〇〇年特命全権公使に任ぜられ、翌一九〇一年スペイン（兼ポルトガル）公使となる。『新版日本外交史辞典』の赤羽の項、ただし年月の明らかな誤りを修正した。

(14) 今井前掲書、一三一頁。

(15) 外務省記録『義和団事変後ニ於ケル外国新聞操縦関係雑件』（明治大正一・三・一・九）には米国とフランスでの義

和団戦争後の新聞操縦に関する史料がみられる。

- (16) スティーヴンス、一八五二—一九〇八、最初、駐日アメリカ公使館書記官として在勤、一八八二年一月より駐米日本公使館員となり、八四年一月、再び来日して井上馨外務卿の秘書官に任命され、同年二月同卿が特派全権公使として朝鮮国に派遣された際も秘書官として随行し、八六年五月から翌年七月までの二七回に亘る条約改正会議にも、毎回日本側委員として参加したが、この会議中止後の八七年九月、名誉参事官の資格で在米公使館に赴任し、八八年着任の陸奥宗光公使の下で、対米条約改正交渉に参画し、また引続き幾多の対米問題に奔走した。一九〇四年末韓国政府外交顧問として赴任、一九〇八年三月サンフランシスコで韓国人に狙撃されて死亡した。『新版日本外交史辞典』（河村一夫執筆）、なお前掲今井著書にも彼に関する詳しい記述がある。

- (17) 日露戦争の対外宣伝の研究については、松村正義『日露戦争と金子堅太郎』（新有堂、一九八〇年）、同『ポーツマスへの道——黄禍論とヨーロッパの末松謙澄』（原書房、一九八七年）、稲野強「牧野伸顕と日露戦争」、『群馬県立女子大学紀要』八・一〇号）がある。またウッドハウス映子氏はそのモリソン文書を駆使した博士論文をもとに『北京燃ゆ——義和団出公とモリソン』（東洋経済新報社、一九八九年）『日露戦争を演出した男モリソン』上下（東洋経済新報社、一九八八年・一九八九年）を、モリソンの側から描いた。

- (18) 前掲『外務省の百年』下巻の外務省予算の項参照。

- (19) 前掲小林著書、二二〇頁—二二二頁、それぞれ「桂太郎自伝稿本」（国会図書館憲政資料室所蔵の桂文書）と「第六師団日報」（防衛庁防衛研修所図書館、「清国事変M三三一」）から引用されている。

- (20) 鈴木雄雅「日本報道と情報環境の変化」（前掲『近代日本と情報』所収）および拙稿「明治前期の対外宣伝活動」、『専修大学人文科学研究年報』第二号、一九九一年）。

- (21) 厦門事件に関しては前掲中塚論文を参照。

- (22) 横山俊夫「ヴィクトリア期イギリスにおける日本像形成についての覚書」Ⅱ（『京都大学人文科学研究所』人文学報』四八号・五〇号）、同「A・B・ミッドフォードによるイギリスへの日本紹介」（『人文学報』五三号）、同「不思議のヨーロッパ」（『一九世紀日本の情報と社会変動』京都大学人文科学研究所編、一九八五年所収）、また万国博覧会の日本館（建造物、展示品、着物の娘がサービスする茶店など）による日本情報の欧米への提供も重視されるべきであるが、こ

こでの日本像はしばしば伝統的日本、オリエンタリズム趣味に溢れたものであった。外務省は「文明国Ⅱ西欧化」の日本イメージを、農商務省は「不思議の国Ⅱオリエンタリズム」の日本イメージを宣伝した訳だ。

(23) 黄禍論については前掲松村『ポーツマスへの道——黄禍論とヨーロッパの末松謙澄』、また橋川文三『黄禍物語』（筑摩書房、一九七六年）。古い本であるが小寺謙吉『大亜細亜主義』（東京宝文館、一九一六年）の第三章三節「列強に於ける黄禍論」が欧米の黄禍論を分類して詳しく紹介している。

(24) ミッドフォードにかんしては前掲横山論文と猪瀬直樹『ミカドの肖像』を参照、彼が皮相的な近代化を進める明治日本を嫌っていたこと、オペレッタ「ミカド」の脚本にアイディアを貸して残虐な暴君ミカドのイメージ形成に一役かったことは知られていたが、その延長線上で一九〇〇年に典型的黄禍論の言説を公開していたことは従来指摘されていなかったと思う。